

内令第三百六十九號

昭和十六年内令第千二百十七號艦船用内火機械呼稱中左ノ通改正ス

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第一號海軍制式ノ艦艇主機械中

「五十二號内火機械」ノ次ニ

五十三號内火機械	十型	四サイクル單動無氣 噴油	一八五	二五〇	獨國ダイムラー社	ヲ加フ
----------	----	-----------------	-----	-----	----------	-----

「六十」號内火機械ノ原設計所ノ欄

「」

ヲ

海軍艦政本部

ニ改ム

「六十」號内火機械ノ次ニ

六十二號内火機械	六型	二サイクル單動無氣 噴油	一四〇	一八〇	「」	ヲ加フ
六十三號内火機械	八型	二サイクル單動無氣 噴油	一九〇	二五〇	「」	ヲ加フ

(内令提要卷三、二〇九頁参照)

内令

四四一

0145

内令第三百八十一號

特設通信隊及同分遣隊所在地、種別等ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府所管第四通信隊ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

第五通信隊

サイバン 甲、乙、丙、丁

(内令提要卷一、六四頁参照)

内令第三百八十二號

海軍通信隊ノ所屬、名稱、所在地及種別ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

高雄警備府所屬高雄海軍通信隊ノ項中

三塊厓 甲、丙

ヲ削ル

附則

内令

四五

0146

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(内令提要卷一、三〇ノ五一頁参照)

内令第三百八十三號

特設海軍航路部等ノ所管、所屬、名稱及所在地ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府所管ノ部ニ左ノ如ク加フ

第五根據地隊	第五海軍建設部	サイバン
第三十根據地隊	第三十海軍建設部	パラオ

(内令提要卷一、三一ノ三八頁参照)

内令第三百八十四號

昭和十五年内令第六百四十六號特設海軍工作部等ノ所掌區分等ノ件中左ノ通改正ス

0147

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第四海軍病院ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

第五海軍建設部

施設及運輸並ニ軍需品其ノ他  
所屬長官ノ定ムル艦船部ノ  
自活ニ必要ナル物資ノ生産ノ  
保管、供給、調査及開拓等ニ  
關スル事項

第三十海軍建設部

右同

第四海軍軍需部サイバン支部及第四海軍軍需部バラオ支部ノ項ヲ左ノ如ク改ム

第四海軍經理部	サイバン	所在地方面各部ノ會計經理及會計事務ノ監督並ニ物品ノ購買及賣却ニ關スル事項
第四海軍經理部	バラオ	所屬艦隊其ノ他各部ノ患者ノ診療、諸般ノ衛生的検査、風土病及傳染病ノ防遏並ニ各部ニ要スル治療品ノ準備保管及供給ニ關スル事項
第四海軍分病院	サイバン	
第四海軍分病院	バラオ	

内令

四五三

0148

内内

四五四

第四海軍工作部バエオ分工場ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

第五海軍建設部  
グ  
ア  
ム  
支  
部

グ  
ア  
ム

所在地方面ニ於ケル特設海軍  
建設部ノ所掌スル事項ノ依  
一建設所ニ於ケル特設海軍  
海軍建設部長ノ定ムル所ニ依

(内令提要卷一、三八ノ四一頁参照)

内令第三百八十五號

昭和十八年内令第千二百五十九號海軍運輸部ノ支部等ノ件申左ノ通改正ス

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

別表中

サイバン  
バラオ

及

サイゴン支部  
バラオ支部

ヲ削ル

(内令提要卷一、三八ノ七〇頁参照)

0149

内令第三百八十六號

海軍民政部規程中左ノ通改正ス

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

別表中第五特別根據地隊所屬グラム民政部ノ項ヲ削ル

(内令提要卷一、三〇ノ九〇頁參照)

内令

四五五

0150

内令第三百八十六號ノ二

戦時編制實施中艦隊等ノ司令部附特務士官以下ノ補充鎮守府ノ件申左ノ通改正ス

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府ノ部中聯合艦隊ノ次ニ

第一機動艦隊

ヲ、第四根據地隊ノ次ニ

第五根據地隊

ヲ加へ第三艦隊ヲ削ル

吳鎮守府ノ部中第二十四根據地隊ノ次ニ

第三十根據地隊

ヲ加フ

(内令提要卷二、二一頁参照)

0151

内令第三百八十七號 (所要ノ向ニ配付ス)

内令第三百八十八號

驅逐隊編制中左ノ通改定セララル

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第九驅逐隊ノ項中「霞」ノ下ニ「、不知火」ヲ加フ  
第十九驅逐隊ノ項中「敷波」ノ下ニ「、天霧」ヲ加フ

(内令提要卷一、六八頁参照)

内令第三百八十九號

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト定メララル

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍 艦 興 津

内 令

四五九

0152



内令

四六〇

内令第三百九十號

右本籍ヲ鎮海警備府ト定ム

昭和十九年三月一日

第九十三號驅潛特務艇

海軍大臣 嶋田 繁太郎

内令第三百九十二號

昭和十八年内令第八百三十三號別表申左ノ通改正ス

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

鎮海防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第八十號(鎮)」ノ次ニ「第九十三號(鎮)」ヲ加フ

「第五特別根據地隊」ヲ「第五根據地隊」ニ、「第三十特別根據地隊」ヲ「第三十根據地隊」ニ改ム

参照 前記内令ハ特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第三百九十二號

昭和十八年内令第二千五百六十八號別表申左ノ通改正ス

0153

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

「第五特別根據地隊」ヲ「第五根據地隊」ニ、「第三十特別根據地隊」ヲ「第三十根據地隊」ニ改ム

参照、前記内令ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第三百九十三號

左ノ船舶ヲ特設艦船トシ其ノ種別及所管ヲ左ノ通定ム

昭和十九年三月一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

船名	特設艦船種別	所管
汽船 あさしほ丸	特設運送船(給油船)	横須賀鎮守府

内令

四六一

0154

内令第三百九十四號

特設通信隊及同分遣隊所在地、種別等ノ件申左ノ通改正セラル

昭和十九年三月四日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府所管第四通信隊ノ項申

第四分遣隊
冬島
乙

ヲ

第四分遣隊	冬島
第五分遣隊	春島
	乙

ニ改ム

附則

本令ハ昭和十九年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(内令提要卷一、六四頁参照)

内令第三百九十五號

海軍通信隊ノ所屬、名稱、所在地及種別ノ件申左ノ通改正セラル

内令

四六三

0155

内令

昭和十九年三月四日

海軍大臣 嶋田繁太郎

四六四

横須賀鎮守府所屬東京海軍通信隊ノ項中

船橋 乙

ヲ

船橋	乙
戸塚	乙

ニ改ム

附則

本令ハ昭和十九年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(内令提要卷一、三〇ノ四九頁参照)

0156

内令第三百九十四號ノ二

戦時編制實施中艦隊等ノ司令部附特務士官以下ノ補充鎮守府ノ件中左ノ通改正ス

昭和十九年三月四日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府ノ部中聯合艦隊ノ次ニ

中部太平洋方面艦隊

ヲ加ヘ第十四戰隊ヲ削ル

(内令提要卷二、一頁参照)

内令

四六四ノ二

0157

内令 目第三百九十六號  
至第三百九十九號 (所要ノ向ニ配付ス)

内令第四百號 (後送ス)

内令第四百一號

特設通信隊及同分遣隊所在地、種別等ノ件申左ノ通改正セララル

昭和十九年三月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府所管第六通信隊ノ項ヲ削ル

(内令提要卷一、六四頁参照)

内令

四七五

0158

内令第四百三號

潜水隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十九年三月五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二潜水隊ノ項中「伊號第十六、」ヲ削ル

第十五潜水隊ノ項中「伊號第三十二」ノ上ニ「伊號第十六、」ヲ加フ

第三十四潜水隊ノ項中「呂號第四十、」ノ下ニ「呂號第四十一、」ヲ加フ

(内令提要卷一、七〇頁参照)

内令

四七九

0159

内令〔第四百二號〕  
〔第四百三號〕  
(後送ス)

内令第四百四號 (所要ノ向ニ配付ス)

内令第四百五號

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト定メラル

軍艦大鳳

横須賀鎮守府在籍

第四號海防艦

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年三月七日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

四八三

0160



内令第四百十一號

特設海軍施設部令中左ノ通改正セラレ

昭和十九年三月九日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二條第一項中「艦隊又ハ特設警備府ニ屬シ」ヲ削ル

第五條及第七條中「艦隊司令長官又ハ特設警備府司令長官」ヲ「所屬長官」ニ改ム

(内令提要卷一、三八ノ一九頁参照)

内令第四百十二號

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト定メラレ

昭和十九年三月九日

伊號第三百六十九潛水艦

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

四八九

0161

内令第四百十三號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

軍艦、巡洋艦二等球磨型ノ項中「球磨」ヲ削ル

驅逐艦、一等初雪型ノ項中「漣」ヲ、同白露型ノ項中「涼風」ヲ削ル

(内令提要卷三、三三頁参照)

内令

四九二

0162

事務局長

事務主任

部長

殿附

内令第四百十四號

特設海軍建設部令中左ノ通改正セラル

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第五條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ運輸ニ關シテハ海軍運輸本部長ノ區處ヲ承ク

(内令提要卷一、三八ノ二四ノ二頁参照)

内令第四百十五號

昭和十五年内令第六百四十六號特設海軍工作部等ノ所掌區分等ノ件中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第四海軍工作部ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

第三十海軍工作部 右 同

(内令提要卷二、三八ノ四二頁参照)

内令

四九五

0163

内令

四九六

内令第四百十六號

特設海軍航路部等ノ所管、所屬、名稱及所在地ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀鎮守府所管第四艦隊所屬ノ部中第四海軍工作部ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

第三十海軍工作部

バ  
ラ  
オ

(内令提要卷一、三八ノ三八頁参照)

0164

内令第四百十七號 (後送ス)

内令第四百十八號

驅逐隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第七驅逐隊ノ項中「、漣」ヲ削ル

第二十四驅逐隊ノ項中「涼風、」ヲ削ル

(内令提要卷一、六八頁参照)

内令第四百十九號

潜水隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第三十四潜水隊ノ項中「呂號第四十二、」ノ下ニ「呂號第四十三、」ヲ加フ

内令

四九九

0165

内令

五〇〇

第五十二潜水隊ノ項中「呂號第百九」ノ下ニ「、呂號第百十五」ヲ加フ

(内令提要卷一、七〇頁参照)

内令第四百二十號

吳鎮守府在籍

軍艦 球磨

右帝國軍艦籍ヨリ除カル

横須賀鎮守府在籍

驅逐艦 漣

佐世保鎮守府在籍

驅逐艦 涼風

右帝國驅逐艦籍ヨリ除カル

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0166

内令第四百二十一號

右本籍ヲ吳鎮守府ト定メラル

第七號海防艦

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト定メラル

第九號海防艦

吳鎮守府在籍

第七號海防艦

舞鶴鎮守府在籍

第九號海防艦

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百二十二號

第九十六號驅潛特務艇

内令

五〇二

0167

内令

五〇二

右本籍ヲ高雄警備府ト定ム

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百二十三號

昭和十八年内令第八百三十三號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

佐伯防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第六十五號(吳)、第六十九號(吳)、第七十八號(吳)」ヲ削ル  
大湊防備隊ノ項敷設特務艇ノ欄「葦埼(大)」ヲ、驅潛特務艇ノ欄「第五十八號(大)」及「第七十三號(大)、第七十七號(大)」ヲ、掃海特務艇ノ欄「第十七號(大)、第十八號(大)」ヲ削リ同項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

宗谷防備隊

葦埼(大)

第十七號(大)  
第十八號(大)

鎮海防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第五十四號(鎮)、第五十六號(鎮)」及「第六十七號(鎮)」ヲ

0168



削ル

馬公方面特別根據地隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第八十三號(高)」ノ次ニ「第九十六號(高)」ヲ加フ  
第四十一警備隊ノ項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

第五十一警備隊	第五十六號(高)	第五十八號(高)	第五十九號(高)	第六十號(高)	第六十一號(高)	第六十二號(高)	第六十三號(高)	第六十四號(高)	第六十五號(高)	第六十六號(高)	第六十七號(高)	第六十八號(高)	第六十九號(高)	第七十號(高)	第七十一號(高)	第七十二號(高)	第七十三號(高)	第七十四號(高)	第七十五號(高)	第七十六號(高)	第七十七號(高)	第七十八號(高)	第七十九號(高)	第八十號(高)	第八十一號(高)	第八十二號(高)	第八十三號(高)	第八十四號(高)	第八十五號(高)	第八十六號(高)	第八十七號(高)	第八十八號(高)	第八十九號(高)	第九十號(高)	第九十一號(高)	第九十二號(高)	第九十三號(高)	第九十四號(高)	第九十五號(高)	第九十六號(高)	第九十七號(高)	第九十八號(高)	第九十九號(高)	第一百號(高)	
第五十五警備隊	第五十六號(高)	第五十七號(高)	第五十八號(高)	第五十九號(高)	第六十號(高)	第六十一號(高)	第六十二號(高)	第六十三號(高)	第六十四號(高)	第六十五號(高)	第六十六號(高)	第六十七號(高)	第六十八號(高)	第六十九號(高)	第七十號(高)	第七十一號(高)	第七十二號(高)	第七十三號(高)	第七十四號(高)	第七十五號(高)	第七十六號(高)	第七十七號(高)	第七十八號(高)	第七十九號(高)	第八十號(高)	第八十一號(高)	第八十二號(高)	第八十三號(高)	第八十四號(高)	第八十五號(高)	第八十六號(高)	第八十七號(高)	第八十八號(高)	第八十九號(高)	第九十號(高)	第九十一號(高)	第九十二號(高)	第九十三號(高)	第九十四號(高)	第九十五號(高)	第九十六號(高)	第九十七號(高)	第九十八號(高)	第九十九號(高)	第一百號(高)

参照 前記内令ハ特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第四百二十四號

昭和十八年内令第二千五百六十六號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

女川防備隊ノ項特設監視艇ノ欄「第一振興丸(横)」、「第二十七長榮丸(横)」、「第五日吉丸(横)」

内令

五〇三

「第貳共和丸(横)、海王丸(横)」及「第八號正榮丸(横)」ヲ削ル

舞鶴海軍警備隊ノ項特設監視艇ノ欄「平和丸(舞)、第二號東洋丸(舞)、大信丸(舞)、麗光丸(舞)」

ヲ削ル

大湊防備隊ノ項特設驅潛艇ノ欄「第十六日東丸(横)」及「嘉辰丸(横)」ヲ、特設監視艇ノ欄「海

和丸(横)、進政丸(横)」、「大鷗丸(横)」、「精良丸(横)」及「玉田丸(横)」ヲ削リ同項ノ次ニ左

ノ一項ヲ加フ

宗谷防備隊					
				第十六日東丸(横)	
				嘉辰丸(横)	

香港方面特別根據地隊ノ項特設掃海艇ノ欄「原地丸(横)」ヲ削ル

第八十一警備隊ノ項特設監視艇ノ欄「備讀丸(舞)」ヲ削ル

参照 前記内令ハ特設特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第四百二十五號

舞鶴鎮守府所管

特設監視艇 平和丸

0170

右横須賀鎮守府所管ト改ム

昭和十九年三月十日

同 第二號東洋丸  
同 大信丸  
同 麗光丸

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百三十六號

特設監視艇隊編制中左ノ通改定セラル

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第二監視隊ノ項中「第一龍重丸、」ヲ削ル

第三監視艇隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

内令

五〇五

0171

第四監視艇隊

豊國丸

- 平和丸
- 第二十七長榮丸
- 第八號正榮丸
- 大鷗丸
- 王田丸
- 進政丸
- 第二號東洋丸
- 第五日吉丸
- 第貳共和丸
- 海和丸
- 信丸
- 振興丸
- 精良丸
- 大信丸
- 第一振興丸
- 海和丸
- 麗光丸
- 玉丸

(内令提要卷一、一四二ノ一〇頁参照)

内令第四百二十七號

右特設潜水母艦トシ吳鎮守府所管ト定メラレタル處之ヲ解カル

汽船 靖國丸

汽船 生田丸

汽船 笠置丸

汽船 まがね丸

汽船 でりい丸

右特設砲艦トシ横須賀鎮守府所管ト定メラレタル處之ヲ解カル

右特設掃海艇トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 原地丸

右特設監視艇トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

漁船 第一龍重丸

右特設監視艇トシ舞鶴鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

漁船 備讚丸

右特設運送船(給水船)トシ佐世保鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 興安丸

右特設運送船(給糧船)トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 榛名丸

右特設運送船(給油船)トシ吳鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 健洋丸

右特設運送船(給油船)トシ吳鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 日本丸

汽船 秋葉山丸

内令

五〇七

0173

右特設運送船(雜用船)トシ横須賀鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 男鹿島丸  
汽船 長江丸  
汽船 吉田丸

右特設運送船(雜用船)トシ吳鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 興津丸  
汽船 玉島丸  
汽船 名古屋丸  
汽船 海河丸  
汽船 明昭丸

右特設運送船(雜用船)トシ佐世保鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 幸成丸  
汽船 武昌丸

右特設工作艦トシ吳鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

汽船 山彦丸

0174

右特設工作艦トシ佐世保鎮守府所管ト定メタル處之ヲ解ク

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

汽船 八海丸

内令第四百二十八號

第五百五十號特設輸送艦

右吳鎮守府所管ト定メラル

昭和十九年三月十日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

五〇九

0175

内令第四百二十九號

海軍定員令中左ノ通改正セラレ

昭和十九年三月十一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

一等潜水艦定員表其ノ二ノ三中「第四百」ノ下ニ「、第四百」ヲ加フ

(内令提要卷一、四一八ノ五八頁参照)

内令第四百三十號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十二日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特修兵配置表其ノ十六中「第四百」ノ下ニ「、第四百」ヲ加フ

(内令提要卷一、四三〇ノ三三頁参照)

内令

五二一

0176



内令第四百三十一號

右當分ノ間定員ヲ置カズ

昭和十九年三月十一日

吳鎮守府在籍

伊號第四百一潛水艦

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百三十二號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定メラル

驅逐艦 秋霜

右本籍ヲ吳鎮守府ト定メラル

伊號第四百一潛水艦

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト定メラル

第二十號海防艦

0177

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年三月十一日

佐世保鎮守府在籍

第二十號海防艦

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百三十三號

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト定ム

第九十九號驅潛特務艇

右本籍ヲ高雄警備府ト定ム

第九十四號驅潛特務艇

昭和十九年三月十一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百三十四號

昭和十八年内令第八百三十三號別表中左ノ通改正ス

内令

五二三

0178

内令

五二四

昭和十九年三月十一日

海軍大臣 嶋田繁太郎

佐世保防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第九十二號（佐）」ノ次ニ「第九十九號（佐）」ヲ加フ  
馬公方面特別根據地隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第八十三號（高）」ノ次ニ「第九十四號（高）」ヲ加フ

参照 前記内令ハ特務艇ノ所屬ノ件ナリ

0179

内令第四百三十五號

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト定ム

昭和十九年三月十三日

第九十一號驅潛特務艇

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百三十六號

昭和十八年内令第八百三十三號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀防備隊ノ項驅潛特務艇ノ欄「第八十八號(横)」ノ次ニ「第九十一號(横)」ヲ加フ

方艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第四百三十七號

艦艇類別等級別表中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

潜水艦、一等伊十型ノ項中「伊號第十」ノ上ニ「伊號第一、」ヲ加フ

海防艦、占守型ノ項中「鵜來」ノ下ニ「、沖繩」ヲ、同第一號型ノ項中「第十九號」ノ下ニ「、第二十一號」ヲ加フ

輸送艦、一等第一號型ノ項中「第一號」ノ下ニ「、第二號、第三號、第四號」ヲ加フ

驅潛艇、第十四號型ノ項中「第五十五號」ノ下ニ「、第五十六號、第五十七號」ヲ加フ

敷設艇、測天型ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

並一網代

ヲ削ル

五二七

0181

内令第四百三十八號

特設魚雷艇隊編制ハ之ヲ廢止セラレ

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百三十八號ノ二

昭和十八年内令第千八百三十三號別表中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

横須賀防備隊ノ項魚雷艇ノ欄「自第二百二十三號至第二百二十號(横)」ヲ削ル

舞鶴防備隊ノ項魚雷艇ノ欄「自第五百一號至第五百五號(舞)」ヲ削ル

参照 前記内令ハ特務艇ノ所屬ノ件ナリ

内令第四百三十八號ノ三

自第二百一號魚雷艇

内令

五二九

0182

右本籍ヲ横須賀鎮守府卜定メタル處之ヲ解ク

- 至第二百三十一號魚雷艇
- 自第二百三十四號魚雷艇
- 至第二百三十九號魚雷艇
- 第三百三號魚雷艇
- 第三百六號魚雷艇
- 自第三百九號魚雷艇
- 至第三百十四號魚雷艇
- 第三百十六號魚雷艇
- 第三百十七號魚雷艇
- 第三百二十號魚雷艇
- 第三百二十一號魚雷艇
- 自第三百二十三號魚雷艇
- 至第三百二十八號魚雷艇

内令

右本籍ヲ吳鎮守府卜定メタル處之ヲ解ク

- 第三百三十一號魚雷艇
- 第三百三十四號魚雷艇
- 第三百三十五號魚雷艇
- 第三百三十七號魚雷艇
- 第三百三十八號魚雷艇
- 第三百四十一號魚雷艇
- 第三百四十二號魚雷艇
- 自第三百四十四號魚雷艇
- 至第三百五十四號魚雷艇
- 自第四百二十一號魚雷艇
- 至第四百二十五號魚雷艇
- 第四百五十六號魚雷艇
- 第四百七十四號魚雷艇

五三〇ノ一

0184



内令

五二〇ノ三

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト定メタル處之ヲ解ク

第四百七十五號魚雷艇

自第五百一號魚雷艇

至第五百五號魚雷艇

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト定メタル處之ヲ解ク

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

0185

内  
令

五  
二

内令第四百三十九號

特設魚雷艇隊附屬魚雷艇別表ノ通定ム

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

(別表一葉添)

0186

特設魚雷艇隊 附屬魚雷艇		隊名	魚雷艇本籍	魚雷艇名
第三十一魚雷艇隊				
第二十三魚雷艇隊		佐世保鎮守府	416 418 420 428	
第二十一魚雷艇隊		佐世保鎮守府	401 431 402 432 403 433 404 434 405 436 406 437 407 438 408 439 409 451 410 452 411 453 412 454 413 414 415	
第十二魚雷艇隊		吳鎮守府	10 302 304 305 307	第1(横) 第2(横) 第3(横) 第4(横) 第5(横) 第6(横) 第7(横) 第8(横) 第9(横)
第十一魚雷艇隊				
第三魚雷艇隊				
第二魚雷艇隊				

(別表)

(昭和十九年内令第四百三十九號)

0188 0187

第三十一魚雷艇隊		第二十三魚雷艇隊		第二十一魚雷艇隊		第十二魚雷艇隊		第十一魚雷艇隊	
				佐世保鎮守府	佐世保鎮守府			吳鎮守府	
				416	401 431			10	
				418	402 432			302	
				420	403 433			304	
				428	404 434			305	
					405 436			307	
					406 437				
					407 438				
					408 439				第1(横)
					409 451				第2(横)
					410 452				第3(横)
					411 453				第4(横)
					412 454				第5(横)
					413				第6(横)
					414				第7(横)
					415				第8(横)
									第9(横)

前送ノ内令第四百三十九號別表  
ノヒノト引換前紙ハ焼却相成度

雷艇名

和十九年内令第四百三十九號

0188 0187

特設魚雷艇附屬魚雷艇		隊名	魚雷艇本籍	魚雷艇名
第二魚雷艇隊				
第三魚雷艇隊				
第十一魚雷艇隊	吳鎮守府	10	302	304
			305	307
			第1(横)	第2(横)
			第3(横)	第4(横)
			第5(横)	第6(横)
			第7(横)	第8(横)
			第9(横)	
第十二魚雷艇隊				
第二十一魚雷艇隊	佐世保鎮守府	416	401	431
		418	402	432
		420	403	433
		430	404	434
			406	436
			406	437
			407	438
			408	439
			409	451
			410	452
			411	453
			412	454
			413	
			414	
			415	
第二十三魚雷艇隊				
第三十一魚雷艇隊				

(別表)

(昭和十九年内令第四百三十九號)

内令〔自第四百三十八號  
至第四百四十一號〕（後送ス）

内令第四百四十二號

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト定メラル

第十一號海防艦

横須賀鎮守府在籍

第六號海防艦

舞鶴鎮守府在籍

第十一號海防艦

右警備海防艦ト定メラル

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百四十三號

横須賀鎮守府練習哨戒艇

内令

五二七

0190

右役務ヲ解カル

第一百一號哨戒艇

横須賀鎮守府在籍

第一百一號哨戒艇

右帝國哨戒艇籍ヨリ除カル

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百四十四號

第一百二號特設輸送艦

右吳鎮守府所管ト定メラル

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百四十五號

伊號第一潜水艦

0191

右本籍ヲ横須賀鎮守府ト假定ス

第二號輸送艦  
敷設艇 網代

第三號輸送艦

第四號輸送艦

第五十六號驅潛艇

第五十七號驅潛艇

右本籍ヲ吳鎮守府ト假定ス

第二十一號海防艦

右本籍ヲ佐世保鎮守府ト假定ス

海防艦 沖繩

右本籍ヲ舞鶴鎮守府ト假定ス

海軍大臣 嶋田繁太郎

昭和十九年三月十五日

内令

五三九

0192



内令第四百四十六號

横須賀鎮守府在籍(假定)

第六十號 驅潛艇

右假定本籍ヲ佐世保鎮守府ニ改ム

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第四百四十七號

昭和十八年内令第二千四百五十四號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

末尾ニ左ノ一號ヲ加フ

七 艦船入渠概定表

第六十二條第一項ニ依ル艦船入渠概定表ハ特ニ必要ト認ムル場合ノ外送付ヲ要セズ

參照 昭和十八年内令第二千四百五十四號ハ大東亞戰爭中艦船造修規則ノ規定ニ拘ラス月報等ヲ提出(送付)ヲ省略シ得ルノ件ナリ